

産業政策課広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項、栃木県広告掲載実施要領（以下「実施要領」という。）第6条第1項及び栃木県広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第9条の規定に基づき、産業政策課が作成する各種媒体（以下「媒体」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体及び規格)

第2条 広告の媒体及び規格については、別に定めるものとする。

(広告主の制限及び広告の基準等)

第3条 広告主及び広告の基準については、要綱及び掲載基準を適用するものとする。

2 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 県税に滞納がある者
- (2) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者

(広告主の募集)

第4条 広告主の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、栃木県ホームページに広告募集を掲載することにより行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、最低募集価格以上でなければならない。

2 最低募集価格については、事前に公表するものとする。また、その価格は、別に定めるものとする。

3 広告掲載料には広告媒体への印刷経費を含むが、広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告主の選定)

第7条 知事は、第5条の規定による申込みをした者のうち、次の2段階の選定を行い、

広告主を選定する。ただし、(2)による価格が同額である場合は、産業政策課長がくじにより選定する。

(1) 広告掲載申込書に記載された希望者及び広告内容事項が、適当であると認められた者

(2) (1)のうち、広告申込価格が最も高い者から順に広告主として選定

2 知事は、広告主を決定したときは、その結果を広告主選定結果通知書（様式第2号）により当該広告掲載希望者に通知するものとする。

（契約書の作成）

第8条 知事は、第7条第1項の規定により広告主を選定したときは、広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

（広告原稿の提出等）

第9条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告には、要綱第6条の事項について明確に表示しなければならない。

（その他）

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年3月31日から適用する。